

公益財団法人横浜市シルバー人材センター役員 及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第16条第 3 項及び第35条第 3 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第13号で定める報酬等であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 センターは、役員に報酬等を支給する。ただし、行政職員が役員の場合は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬等は年額とし、その額を12で除した額をセンター職員給与規程に定められた日に支払うものとする。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払う。
- 4 評議員には、定款第16条第 1 項に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払う。ただし、行政職員が評議員の場合は支給しない。
- 5 役員及び評議員には、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬額は、別表第 1 「常勤役員の報酬」に定める額として、理事長が評

議会の承認を得て、決定するものとする。

2 非常勤役員（監事を除く。）に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 監事の報酬は、別表第3「監事の報酬」に定める額とする。

4 評議員の報酬は、別表第4「評議員の報酬」に定める定額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、非常勤役員及び評議員の旅費交通費は除く。

2 常勤役員の交通費、通勤費、旅費等は、センター職員給与規程及びセンター旅費規程によるものとする。

（公表）

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 常勤役員の報酬

役職名	報酬額	
理事長	年額	740万円以内で理事長が定めた額
常務理事	年額	630万円以内で理事長が定めた額

ただし、横浜市を退職した常勤役員の報酬は、「横浜市外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱」による。

別表第 2 非常勤役員の報酬

役職名	報酬額	
理事	理事会出席の都度 1回につき	11,000円

別表第 3 監事の報酬

役職名	報酬額	
監事	理事会及び評議員会出席の 都度 1回につき	11,000円
	決算監査報酬 1回につき（公 認会計士又は税理士の有資 格者）※	<u>317,461円</u>
	決算監査報酬 1回につき （上記以外の者）※	<u>31,746円</u>

※別途消費税が発生

別表第4 評議員の報酬

役職名	報酬額	
評議員	評議員会出席の都 度1回につき	11,000円